きのこグループ蒸気ボイラ更新業務に関する仕様書

1. 業務の名称

きのこグループ蒸気ボイラ更新業務

2. 更新業務内訳

培地調整室 殺菌釜付帯蒸気ボイラの撤去・交換

- ○既存の殺菌釜に対応できること
- ○故障時に修理可能な機器とすること
- ○蒸気ボイラの仕様
 - ① 蒸気ボイラ (例示品:サムソン「TU-200R」)
 - ・簡易ボイラ(多管式貫流ボイラ)

• 使用燃料 : 灯油

• 換算蒸気量 : 200kg/h

· 電源 : 3 相 200V

・最高圧力 : 0.98MPa

・ボイラ効率 : 87%

·保有水量 : 530

• 熱出力 : 125kw

• 取扱資格 : 免許不要

・外形寸法 : 高さ 1,644mm×幅 933mm×奥行 777mm 程度

排気管直径 : φ 200mm

※同等品可

② 全自動軟水装置 (例示品:サムソン「SS-1DJ」)

・樹脂 : 強酸性陽イオン交換樹

• 樹脂量 : 60

・最大通水量 : 0.36 m³/h
 ・除去硬度重量 : 270g/サイクル
 ・最大採水量 : 5.4 m³/サイクル

・電源 : AC100V ・質量 : 42kg

・外形寸法 : 高さ 648mm×幅 230mm×奥行 440mm 程度

(既存と同じ位置に取り付けること。)

※同等品可

- ③薬注装置 (例示品:「CP-X-31D, PTS-30」)
 - タンク容量:300

※同等品可

3. 納入条件

- ・見積り内容には、撤去、運搬、解体・処分業務(資材廃棄、マニフェスト込み)を 含むこと。
- ・設置後は試運転を行なうこと。
- ・消防法等による官庁書類作成を行うこと。

4. 納入場所

大分県豊後大野市三重町大字赤嶺2369 大分県農林水産研究指導センター林業研究部きのこグループ

5. 納入期限

令和 6 年 10 月 31 日 (木)

- 6. その他
 - (1)業務内容等で疑義が生じたときは事前に問い合わせ先に確認すること。
 - (2) 作業計画については担当者と十分打ち合わせを行うこと。
- 7. 問い合わせ先

大分県豊後大野市三重町大字赤嶺2369

大分県農林水産研究指導センター研究部きのこグループ

担 当 者:山下 和久

電話番号:0974-22-4236

契約書(案)

- 1 業務の名称 きのこグループ蒸気ボイラ更新業務
- 2 履 行 期 間 自 令和6年8月\\日 至 令和6年10月31日
- 4 契約保証金 契約金額の百分の十以上(又は免除)

上記業務の委託について、発注者 大分県農林水産研究指導センター農業研究部長藤 原 博 文 を甲とし、受注者、、、、、、、を乙とし、次の条項により契約を締結する。

(総則)

- 第1条 乙は、別添の蒸気ボイラ更新業務に関する仕様書(以下「仕様書」という。)に 基づき頭書の契約金額(以下「契約金額」という。)をもって、頭書の履行期間(以下 「履行期間」という。)内に、頭書の業務(以下「業務」という。)を信義に従って誠 実に履行しなければならない。
- 2 前項の仕様書に明示されていないものがある場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務の全部又は一部を、甲の承諾を得た場合 を除き第三者に譲渡し又は継承させてはならない。

(再請負等の禁止)

- 第3条 乙は、本業務の全部又は一部を第三者に再請負することはできないものとする。 ただし、本業務の履行のため合理的に必要な最小限の範囲で、事前に甲と協議し、その 承諾を得た場合においてはこの限りではない。
- 2 前項の場合、乙は、自らの責任で再請負先に本契約に基づく一切の義務を遵守させる ことを条件として、甲の機密情報又は個人情報を再請負先に提供し、これを利用させる ことができるものとする。

(監督員)

- 第4条 甲は、監督員を定めたときは、書面をもってその氏名を乙に通知するものとする。 監督員を変更したときもの同様とする。
- 2 監督員は、本契約に定めるもののほか、仕様書等に定めるところにより次の権限を有 する。
 - (1)業務の実施に関する乙または乙を代理して乙の従業員を管理し、指揮監督する者 (以下「現場代理人」という。)との業務連絡及び調整
 - (2) 業務の実施状況に関する立会及び業務の実施結果に関する確認

(現場代理人)

- 第5条 乙は、本業務の実施にあたり、現場代理人を定め、書面をもってその氏名を甲に 通知しなければならない。現場代理人を変更したときも同様とする。
- 2 現場代理人は、常に監督員と連携を保ち、次に掲げる職務を行う。
 - (1)業務の実施の総括管理
 - (2) 乙の従業員の指揮監督
 - (3)業務の実施に関する監督員との業務連絡及び調整

(業務の計画、報告等)

- 第6条 乙は仕様書に定める業務の実施計画を策定し、書面(別添「業務の実施計画書(第 1号様式)及び実施計画書(第2号様式)」をもって甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、前項の実施計画に基づき本業務を実施するものとする。
- 3 乙は、建物及び施設等に損傷又は不良箇所を発見したときは、速やかに甲に報告しなければならない。
- 4 甲は、必要と認めるときは、本業務の実施状況について調査し、又は乙の報告を求めることができる。

(費用の負担)

- 第7条 乙が業務の実施のため必要とする資材、機器等は、乙の負担とする。
- 2 甲は、乙が業務の実施のために、大分県農林水産研究指導センター林業研究部きのこ

グループ施設内で必要とする施設及び用水、光熱等のうち仕様書等に定めるものを無償で提供する。

(法令の遵守)

第8条 乙は、乙の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働基準法、労働安全衛生 法、職業安定法その他の関係法令を遵守し、その責任を負うものとする。

(業務の調査等)

第9条 甲は、必要がある場合には、乙に対して本業務の進捗状況につき、調査し、又は 報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

- 第10条 甲は、必要がある場合には、本業務の内容を変更し、又は本業務を一時中止し、 若しくは打ち切ることができる。この場合において、契約金額又は契約期間を変更する 必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。
- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければな らない。この場合において、賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(履行期間の延長)

- 第11条 乙は、その責めに帰することができない理由により、履行期間までに本業務を 完了できないときは、甲に対して、遅滞なくその理由を付して履行期間の延長を求める ことができる。
- 2 甲は、前項の請求があったときは、事実を調査し、やむを得ない理由があると認めた ときは、履行期間を延長するものとする。

(損害の負担)

第12条 本業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、乙の 負担とするものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する理由による場合において は、この限りではない。 (履行遅延の場合における遅延利息等)

- 第13条 甲は、乙が、履行期間内に業務を完了することができない場合は、遅延日数に 応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第2 56号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利 息を徴収するものとする。
- 2 前項の遅延利息は、甲の乙に対する債務と相殺することができる。
- 3 甲の責めに帰する理由により、第18条第2項の契約金額の支払が遅れた場合は、乙は、遅延日数に応じ、未受領金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を、甲に対して支払を請求することができるものとする。

(義務違反の場合における損害賠償)

- 第14条 乙は、自らが本契約に定める義務に違反し甲又は第三者に損害を発生させた場合、甲の算定に基づき当該損害を補償又は賠償する責任を負担するものとする。
- 2 甲は、前項に基づき乙が甲に対し賠償すべき額について、乙が協議の申し入れをした場合には、これに応じ、乙の義務違反の程度、損害発生の態様及びその他の事情を考慮し、賠償額の減額について協議を行うものとする。

(機密の保持)

- 第15条 甲及び乙は、本業務における「機密情報」を、本契約に基づき相手方から提供 を受ける技術情報及び行政の運営上の情報等で、次の各号に該当するものと定義する。
 - (1) 秘密である旨が明示された文書、図面その他の有体物又は電子文書・電磁的記録 として提供される情報
 - (2) 秘密である旨を告知した上で、口頭で提供される情報であって、口頭による提供 後遅滞なく当該情報の内容が機密である旨を明示された書面により提供されたもの

(検査及び引渡し)

- 第16条 乙は、本業務が完了したときは、その旨を書面によりすみやかに甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査を行い、検

査に合格した後、成果物引渡書により成果物の引渡しを受けるものとする。

3 前項の検査に合格しないときは、乙は、甲の指定した期間内に補正を行い、甲の再検 査を受けなければならない。この場合において、前項の期間は、甲が乙から補正完了の 通知を受けた日から起算するものとする。

(契約金額の支払)

- 第17条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、所定の手続に従って、契約金額の支払を請求するものとする。
- 2 甲は、前項の請求があったときは、適法な請求を受けた日から起算して30日以内に 契約金額を支払わなければならない。

(部分払)

第18条 甲が必要と認める場合は、乙は、物品の完納前に物品の即納部分に相当する金額以内の金額の部分払いを甲に請求することができる。

(契約の解除)

- 第19条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲は賠償の責めを負わない。
 - (1) 乙の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき、又は履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みがないと認められるとき。
 - (2) 乙に誠意がなく、完全に業務が完了する見込みがないと認められたとき。
 - (3) 契約の履行に関し、不正の行為があると認められたとき。
 - (4) 乙が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律 第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団(同条第2号に 規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められた とき。

(違約金)

第20条 前条の規定により、甲が契約を解除したときは、乙は委託金額の10分の1を

違約金として甲の指定する期日までに納付しなければならない。

(契約外の事項)

第21条 この契約に定めのない事項又は契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各自1通を保持する。

令和6年8月、1日

甲 発 注 者住 所 豊後大野市三重町赤嶺2328-8大分県農林水産研究指導センター農業研究部長 藤原 博文 印

 乙 受 注 者

 住 所 ハハハハハハ

 商号又は名称 ハハハハハハ

 代表者氏名 ハハハハハハ 印

業務の実施計画書

令和6年8月、、日

大分県農林水産研究指導センター

農業研究部長 藤 原 博 文 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

令和6年8月、、日に締結した きのこグループ蒸気ボイラ更新業務について、下記のとおり実施計画を作成したので、契約書第6条第1項の規定により提出します。

承認してくださいますよう、よろしくお取り計らいください。

記

- 1 完了予定年月日 令和6年10月、1日
- 2 添付書類 実施計画書(工程表)(第2号様式)

第2号様式 (別添)

実施計画書(工程表)

大分県農林水産研究指導センター

農業研究部長 藤 原 博 文 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

囙

- 1 業務名 きのこグループ蒸気ボイラ更新業務
- 2 業務期間 自 令和6年8月、、日~至 令和6年10月、、日

業務内容	(着手)	業務日程	(完成)